

## 1 支給対象児童

次のいずれかに該当する18に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中程度の障害を有する児童は20歳未満）を監護している母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母に代わって児童を養育している者が支給対象。

父母が離婚した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母が生死不明の児童

父又は母が1年以上遺棄している児童

父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

父又は母が重度の障害（身体障害者1・2級程度）の状態にある児童

婚姻によらないで生まれた児童

母が懐胎した事情が不明の児童

## 2 手当を受けることができない場合

手当を請求される方や児童が日本国内に住所を有しないとき

児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設等を除く）に入所したとき

児童が父又は母と生計を同じくしているとき

児童が父又は母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき

請求者が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受給できるとき

児童が父や母の死亡について支給される公的年金、遺族補償を受給できるとき

児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象となったとき

児童福祉法上の里親に委託されているとき

請求者又は児童が婚姻（事実婚を含む）したとき

請求者又は同居の扶養義務者等の所得が一定額以上あるとき など

扶養親族等の数	本人 （請求者）	本人 （請求者）	配偶者・扶養義務者 及び孤児等の養育者	本人の場合 老人扶養親族等一人につき限度額に10万円加算  特定扶養親族及び16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族一人につき限度額に15万円加算  扶養義務者等の場合 老人扶養親族一人につき限度額に6万円加算 （他に扶養親族等がない場合1人分減）
	全部支給	一部支給		
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円	
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円	
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円	
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円	
4人 以降	一人増えるごとに380,000円の加算			

受給者が父又は母の場合、児童の母又は父からの養育費の8割を受給者所得に加算。所得から控除できる額としては、社会保険料相当額控除（実際の金額にかかわらず一律8万円）の他、医療費控除（実額）などがある。

扶養義務者の限度額は、同居の扶養義務者等のうち最も所得の高い人等のものとする。

3 手当額は児童扶養手当法施行令第2条の4に定める額とする。

児童が2人の場合は、5,000円の加算

児童が3人以上の場合は、一人につき3,000円の加算。

4 支給月

12月・1月・2月・3月分は4月11日振込

4月・5月・6月・7月分は8月11日振込

8月・9月・10月・11月分は12月11日振込

支給日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の金融機関営業日を振込日とする。

5 認定請求

手当の支給は、認定請求を行った日の属する月の翌月分からとする。

受給要件を満たしていても、認定請求をしないと児童扶養手当を受給することができないので、必要書類を添えて請求することが必要。

ただし、請求者が母又は養育者の場合、平成15年3月31日までに上記の要件に該当し5年を経過している者は正当な理由がある場合を除き、認定の請求ができない。

6 認定請求に必要な書類等

印鑑（朱肉使用のもの）

支払希望金融機関名の口座番号

請求者と対象児童の戸籍謄本

年金手帳

養育費等に関する申告書 など

上記以外にも添付書類が必要な場合があるが、個人ごとに必要書類が異なるため請求時には提出書類の確認が必要。

7 現況届の提出

手当を受けている者は、毎年8月1日における状況を記載し、児童扶養手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための「現況届」を提出する必要がある。

8 手当を受ける資格がなくなる場合

手当を受けている者についても、次のような場合は手当を受ける資格がなくなるので、資格喪失届を提出する必要がある。

受給者である父又は母が婚姻したとき（同居するなどの事実婚状態となった場合を含む）

受給者等が公的年金を受けとることができるようになったとき

児童が児童福祉施設等に入所したとき（通園等除く）

現在扶養している児童を扶養しなくなったとき

遺棄していた児童の父又は母が帰ってきたとき

拘禁されていた父又は母が釈放されたとき

受給者や児童が死亡したとき

受給者や児童が日本国内に住所有しなくなったとき

障害基礎年金の子の加算対象となったとき など

ただし、児童が父又は母に支給される公的年金給付の加算対象となっているときには手当は支給されないが、平成23年4月以降は、児童扶養手当が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合は、子の加算の対象としないことにより児童扶養手当を受給することが可能。

両親の一方が児童扶養手当施行令で定める障害（国民年金又は厚生年金保険法1級相当）の状態にある場合、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子の加算の間で受給変更が可能。